

宇部フロンティア大学附属中学校・附属香川高等学校いじめ防止基本方針

2021. 4. 1 改訂

1 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではありません。

そのため、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が丸となって組織的に対応することが必要です。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定めます。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

- いじめの防止は、すべての生徒が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行います。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一に考え、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することをめざします。

3 いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。

生徒・保護者および教職員に対して、SNSをはじめとするインターネットを通じて行なわれるいじめも含め、あらゆるいじめ防止に対する理解を深めるために、授業だけでなく、ホームルーム活動の充実、部活動、保健室だよりなどの活用、生徒会活動を通じての啓蒙活動などを行います。

さらに、これらの活動を通して、健やかな「こころ」を育て、「こころ」が通い合えるよう「コミュニケーション能力」を身につけ、そしてお互いを思いやることができる「やさしさ」を培うことをめざします。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいきます。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努めます。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「保健室だより」等により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

(2) いじめに関するアンケート調査

学校独自の生活アンケート調査を活用し、毎月1回のアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果もある。

5 いじめに対する措置

いじめを防止するための措置を効果的に行うとともに、いじめと疑われる相談、通報があった場合の対応が速やかに行われるよう「いじめ対策委員会」を設置します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

生徒指導部の教育相談の委員がこの任にあたることとします。

この委員会は常設の機関とし、事案の内容によって学校長が判断し、委員を追加します。

(2) 「いじめ対策委員会」は組織的にいじめの問題に取り組むための中心となる役割を担います。具体的には

- いじめ防止等に関する取り組みの実施
- いじめの相談、通報への対応
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- 調査結果を学校長に報告し、本案への具体的対応を検討
- 特に個人情報の取扱いには十分注意する

(3) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに学事文書課に報告するとともに連携して事案に対応する。

6 いじめの再発防止の取組

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に至った場合は、学事文書課に報告する。